

## 文化審議会文化財分科会企画調査会（第1回）における主な意見（案）

## 1. 国・地方における文化財保護行政に関する権限配分の在り方

- 地方公共団体の体制も整ってきており、地方における文化財保護の権限について見直す必要があるのではないか。例えば、伝統的建造物群保存地区制度では、市町村の首長や教育委員会が現状変更の許可等を行っているが、各地域においてうまくいっており、きちんと制度設計できたものについては、地方にもっと任せてもよいのではないか。
- 文化財は自治体の規模に関わらず偏在しており、小規模な自治体に重要な文化財が多く存在している場合もある。国から都道府県への権限移譲はうまくいくと思うが、市町村は大小の規模の差が大きく、小規模な自治体では権限移譲は難しい。

## 2. 文化財の保存・活用等に当たって求められる専門的・技術的判断の確保

- 定数が削減されている中、文化財の専門職員を配置することは非常に困難であり、教員や博物館の学芸員を配置するなど臨時の対応で凌いでいるという現状。
- 市町村合併により必要数以外の文化財の専門職員は配置換えとなり、文化財の専門職員数は減少した。
- 世代交代に伴う専門的な技術の継承をどのように行っていくかが課題。
- 小規模な教育委員会ではそもそも事務局職員が数名しかおらず、文化財の専門職員を配置できないため、都道府県の支援が必要。
- 埋蔵文化財の専門職員として採用した職員が、現在では文化財の活用の専門家として、市全体のまちづくり施策に関わっている。
- 以前は専門職員が担当していた文化財保護の事務を、現在は指導主事が担当しており、勤務年数の短さともあいまって、専門性や継続性の観点から、きちんと文化財保護が出来るのか不安な側面もある。
- 職員個人の専門性には限界があるが、専門的な研究活動をしていて学会などネットワークを活用できる者を文化財の専門職員として配置することも必要。
- 特に小規模な自治体では、専門職員の確保が難しく、都道府県との連携が十分取れない場合においては、文化財保護行政が負担感を伴うことになってしまう。
- 専門性の確保や小規模自治体における文化財保護体制の確保といった課題への対応が必要。

### 3. 学校教育や社会教育との連携の必要性

- 文化財保護行政を考える上で、学校教育・社会教育との連携は不可欠。
- 地域の文化財を総合学習で活用するなど、子供たちの育ちの段階から文化財保護の大切さを伝えている。
- 社会教育・文化財保護・文化政策はワンセットであることが必要であり重要。

### 4. 首長部局が行う開発行為との均衡を図る必要性

- 市の組織改変で「教育委員会自体のスリム化」と「文化財保護行政とまちづくり行政との組織の一本化」について議論しているが、文化財を戦略的にまちづくりに活かしていくという観点からは首長部局が望ましいという意見がある一方で、特に埋蔵文化財について開発行為との均衡性という観点から不安という意見があり、賛否両論である。
- 文化財保護について教育委員会の専権的事項とされていること自体には問題はないが、首長部局と教育委員会部局で文化財保護に係る情報が十分共有できていないのが問題である。
- 文化に関する所管を首長部局（文化振興）と教育委員会（文化財）に分離したが、両部局の連携が十分に取れておらず、連携の在り方をしっかりと議論する必要がある。
- 開発の需要が旺盛な地域では、文化財の保護に当たって開発行為との均衡を図ることが非常に難しい。
- 地域住民が大事に守ってきた文化財を、まちづくりの中でどうやって守っていくかが重要。
- 過去に文化振興の担当課を知事部局に設置し、教員を配置したが、知事部局では学校の文化振興が十分に生かしきれなかったことから、文化財含む文化振興を定員とともに教育委員会に引きあげた。
- 世界遺産登録を目指した際、県と市が対等の体制（人員数、予算（県と市町で折半））で臨み、それぞれ役割分担したが、登録されるまでの間、知事と市長が変わっておらず、一貫して取り組むことが出来た。
- 継続性・安定性の確保という観点では、教育委員会制度は大きな意義を有していると考える。
- 現行の文化財保護制度は優れていると考えており、こうした優れた部分をしっかりと残し、その長所を補強・発展させていく必要がある。
- 文化財に関することは、安定性・継続性の観点から、現状の教育委員会でよいが、文化財の保護と活用について首長にもその責任の一端はあるという自覚をどのようにして持たせるかが課題。